

伊勢市農業委員会 第238回 総会議事録

日 時	令和7年10月16日(木) 14時00分～14時58分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 9番 松野 武史 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義
欠席委員	1名 8番 中西 重喜
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕(局長) 中野 雅之(係長) 伊藤 和也(主事)
会議録署名者	9番 松野 武史 19番 大西 正義
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について (農地中間管理機構への要請分)
報告事項	1. 農用地利用集積計画の中途解約について 2. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より) 3. その他

<p>議 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第238回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は18名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、</p> <p>9番の 松野 武史 さん 19番の 大西 正義 さん</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について (農地中間管理機構への要請分)</p> <p>以上6件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主 事</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料及び地図と正誤表、5号議案の差替を配布いたしました。不足のある方は、お知らせください。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。件数は7件、田が13筆9,666㎡、畑が16筆7,366.72㎡の計29筆17,032.72㎡でございます。</p>

次のページをお願いします。

内訳といたしましては、所有権移転が6件、区分地上権設定が1件でございます。詳細についてご説明申し上げます。

それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは区分地上権の設定でございます。

受人が馬瀬町の田5筆（現況：畑）の上部空間を利用して営農型太陽光発電設備の事業を承継するための申請でございます。

区分地上権について説明申し上げます。区分地上権は、民法第269条の2第1項で定められた権利で、地下又は空間の一定の範囲を定め、その範囲内を使用するための権利をいいます。例えば、都市部で送電線を地下に埋設したり、上空に高架橋を仮設して、道路を設置する場合に設定されるものです。

申請地は御菌町小林地内 小林ポンプ場より南へ20mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。なお、事業計画変更承認申請が【事業計画変更承認申請-1番】で、転用申請が【5条-1番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

2番、こちらは売買でございます。

受人は神久5丁目の畑3筆を譲り受けたいとの申請でございます。

申請地は神久5丁目地内に点在する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、【1815-1、1818-1】は耕作地、【160-1】は遊休農地と判断されました。稼働人員は5名でございます。

3番、こちらにも売買でございます。

受人は佐八町の田3筆を譲り受けたいとの申請でございます。

申請地は佐八町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、【2604、2707】は耕作地、【2587】は荒廃農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

4番、こちらは贈与でございます。

受人は西豊浜町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。

申請地は西豊浜町地内 国道23号西豊浜町3交差点より北東へ150mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

す。

5番、こちらも贈与でございます。

受人は上地町の田1筆（現況：畑）を譲り受けたいとの申請にございます。

申請地は上地町地内 市立城田小学校より東へ30mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

6番、こちらは売買でございます。

受人は鹿海町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。

申請地は鹿海町地内 鹿海排水機場より南西へ390mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

7番、こちらにも売買でございます。

受人は矢持町菖蒲の田12筆（うち現況：畑8筆）及び畑3筆を譲り受けたいとの申請にございます。

申請地は矢持町菖蒲地内に点在する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、【17、18、27、31】は耕作地、【97、97-1、98-3、421-1、421-2、422-1】は遊休農地、【9、13、33、98-2、109】は荒廃農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された5番について、営農計画書の提出を求めました。雑草等を刈り取り起耕し耕作に向けて準備し、水稻を行うとのことで、事務局において適正であると判断いたしました。

7番については、新規耕作者のため営農計画書が提出されています。受人が役員を務める土木会社により雑草・雑木を処理し整地してから、水稻及び榊を栽培するとのことです。なお、度会町の耕作証明書が添付されていたので、経営面積を記載してあります。なお、度会町農業委員会事務局に確認したところ、きちんと耕作されており、認定農業者の申請も予定しているとのことです。以上のことから、事務局において適正であると判断し、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。

<p>議 長</p>	<p>議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
<p>中西正夫委員</p>	<p>1番の農地は、馬瀬町と御菌町小林のどちらにあるのか。</p>
<p>主 事</p>	<p>農地の所在の基準となる小林ポンプ場の住所を示すため御菌町小林としており、対象農地は馬瀬町にあります。</p>
<p>議 長</p>	<p>5番について、営農計画書は田で提出されているとのことであるが、畑としてしか耕作できないと思う。また、受人は81歳と高齢で自身で耕作していないのではないか。</p>
<p>係 長</p>	<p>土地改良区の給水栓を確認したので、水を引けるとは思います。また、家族で耕作を行っています。</p>
<p>議 長</p>	<p>おそらくあの農地で田をするのは無理だと思うので、畑として耕作するにしても営農確認はしっかり行っていただきたい。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を承認いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p>

<p>係 長</p>	<p>続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>議案第2号「事業計画変更承認申請について」でございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が6筆2330.72㎡、畑が1筆479㎡の計7筆2809.72㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ（2-1）をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは令和6年4月15日付で農地法第4条にて許可した、営農型太陽光発電設備でございました。</p> <p>申し出によりますと、譲渡人である西高秋さんが太陽光発電設備の維持管理をしていくことが困難となったため、区分地上権者である発電事業や電力の供給販売等を営む株式会社ラプラス・システム代表取締役 堀井雅行さんが事業を承継し、維持管理を行っていくため、事業計画変更を申請したものでございます。なお、詳細は、転用申請が【5条-1番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。</p> <p>2番、こちらは平成26年5月23日付で農地法第5条にて許可した、資材置場でございました。</p> <p>申し出によりますと、譲受人である東勝明さんが自身が役員を務める企業の資材置場を確保するため転用許可を得たが、許可後資材の量が見込みより減少したため、一部を駐車場として利用することで事業の効率化が図れることから、事業計画変更を申請したものでございます。なお、詳細は、転用申請が【4条-1番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。</p> <p>3番、こちらは令和4年8月16日付で農地法第5条にて許可した、建売住宅と貸駐車場でございました。</p> <p>申し出によりますと、譲受人である小俣町新村で不動産業等を営む株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中村博光さんが、令和4年12月に造成工事を完了し月極駐車場として賃借人を募集したところ、土木会社から賃借の申し出があったため、車両及び重機置場として1年ほど賃貸した。その後宅地として買い受けしたいとの申し出が继承人からあり、住宅兼店舗としたい承継人に土地の一部を売却し、運営資金に充てられるため、事業計画変更を申請したものでございます。なお、詳細は、転用申請が【5条-9番】で提出されておりますので、</p>
------------	--

<p>議 長</p>	<p>その際に改めてご説明いたします。</p> <p>議案第2号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「事業計画変更承認申請について」については、これを承認することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>3ページをお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。</p> <p>件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ1筆の479㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(3-1)をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更【資材置場を貸駐車場へ】に伴って、申請された案件で、申請者は御菌町高向の畑1筆を本人が役員を務める有限会社 鳶土木東組への貸駐車場5台分としたいとの申請にございます。</p> <p>申請地は、御菌町高向地内 高向大社に隣接する第2種農地でございます。本申請地につきましては、転用許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックが設置されております。</p> <p>そして、本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請地の隣を資材置場として利用し事</p>

	<p>業活動を行っており、その一部を駐車場として活用することで事業の効率化が図れることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。</p> <p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p>
出口委員	<p>土地を整地して、駐車場として、自身が役員を務める企業へ貸し出すということか。</p>
係 長	<p>はい、そうです。</p>
出口委員	<p>そうであれば転用主体は企業なので、農地法第5条の申請になるのではないか。</p>
局 長	<p>駐車場の所有者は個人のままで、貸し出すので農地法第4条申請となります。</p>
出口委員	<p>私の認識では、農地法第4条の申請は自身の土地を農機具用の倉庫や子の住宅にするというケースが多いと思うがいかがか。</p>
局 長	<p>自分の農地を農地以外に転用するのが、4条申請です。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p>

係 長

異議なしということですのでございますので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

4ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。件数は9件、内訳といたしまして、田が12筆3873.215㎡、畑が1筆13㎡の計13筆3886.215㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ（4-1）をご覧ください。

1番、こちらは使用貸借でございます。

こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更【一時転用である営農型太陽光発電設備の発電事業を農地所有者から事業者へ】に伴って、申請された案件で、受人である京都市伏見区京町で発電事業並びにその管理・運営業務等を営む株式会社 ラプラス・システム 代表取締役 堀井雅行さんが、馬瀬町の田5筆計2,044.72㎡と一体利用する雑種地4筆計259㎡に区分地上権を本日3条許可で取得したうえで支柱分の面積0.215㎡を借り受けて、営農型太陽光発電設備を継続したいとの申請にございます。一時転用の期間は、継承する令和9年3月15日までとなります。

申請地は、御菌町小林地内 小林ポンプ場より南へ20mに位置する第1種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

2番、こちらは売買でございます。

受人である馬瀬町で不動産業等を営む株式会社 日成 代表取締役 中林新一さんが、馬瀬町の田1筆を譲り受けて、建売住宅2棟 建築面積計124.25㎡と道路等としたいとの申請にございます。

申請地は、大湊町地内 市立みなと小学校より西へ10mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は29%、排水は東側既設下水道へ放流し、被害防除としてはコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

3番、こちらは使用貸借でございます。

受人は、神久4丁目の田1筆を親族から借り受けて、平屋建て住宅1棟 建築面積93.56㎡としたいとの申請にございます。

申請地は、神久3丁目地内 久志本神社より北東へ160mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は37%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてはコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

4番、こちらは売買でございます。

受人である船江3丁目で造園工事業等を営む 株式会社 おうそう 代表取締役 小久保徳裕さんが、黒瀬町の田1筆を譲り受けて、資材置場としたいとの申請にございます。

申請地は、黒瀬町地内 伊勢浜郷郵便局より南東へ140mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。造園事業で使用する樹木の保管場所の環境として適しており、造成等をほぼ行わず使用でき、事業の安定を図れることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

5番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。

借人である名古屋市中区丸の内3丁目で建設業等を営む 東急建設株式会社 名古屋支店 執行役員支店長 山本 博司さんが、中日本高速道路株式会社名古屋支社が発注した伊勢自動車道 落合橋他8 耐震補強工事を令和3年11月30日に受注しましたが、その工期延長がされたことで、佐八町の田1筆を令和9年12月31日まで賃貸借により借り上げて、車両・残土置場及び工事用道路としたいとの申請にございます。

申請地は、佐八町地内 佐八保育園より南西へ370mに位置する農用地区域内農地でございます。農用地区域内農地ですと、転用は原則不可ではございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで仮設配管及び集水柵を経て用悪水路へ放流とし、被害防除としてはシートによる養生で対処するとのことでございます。

なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場ですが、一時転用であるため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

6番、こちらは売買でございます。

受人は、村松町の田1筆を譲り受けて、自動車販売の事務所と車両置場としたいとの申請にございます。

申請地は、村松町地内 伊勢市北浜スポーツグラウンドより南西へ530mに位置する第2種農地にございます。本申請地につきましては、10年程前に渡人の母親が生前隣地と一体で売却する予定が変更となり、宅地同様の工事をしてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽を経て東側既設道路側溝へ放流するとのことでございます。

なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人は今回の転用敷地内に事務所を建築する計画があり、事業を行う上で必要な施設です。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

7番、こちらは贈与でございます。

受人は、朝熊町の畑1筆を親族から譲り受けて、既に自宅として使用している隣地の宅地 4筆 183.787㎡と一体利用して、宅地を拡張し、洗濯物干し場としたいとの申請にございます。

申請地は、朝熊町地内 朝熊町公民館より北へ20mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては土羽を設置するとのことでございます。

8番、こちらは売買でございます。

受人は、鹿海町の田1筆を譲り受けて、本人が役員を務める有限会社 ユニティーへの貸駐車場24台分としたいとの申請にございます。

申請地は、鹿海町地内 福社会館伊勢より南東へ130mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては土留めをするとのことでございます。

そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。事業所の敷地だけでは駐車場が不足しており、事務所の向かい側で来客及び従業員用14台分と事業所用10台分の駐車場として整備するのに適切な立地であり、事業活動を行っていくうえで確保する必

		<p>要があることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。</p> <p>9番、こちらも売買でございます。</p> <p>こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更【建売住宅及び貸駐車場を住宅兼店舗へ】に伴って、申請された案件で、受人は、御菌町新開の田1筆を譲り受けて、住宅兼店舗 建築面積 96.26 m²としたいとの申請にございます。</p> <p>申請地は、御菌町新開地内 新開臥竜梅公園より南へ40mに位置する第3種農地でございます。本申請地につきましては、5条許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてはコンクリートブロックを設置するとのことでございます。</p> <p>議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p>
係	長	<p>5番について、転用に係る不許可の例外根拠を農地法施行令第4条第1項第1号と説明したが、議案書は農地法施行令第11条第1項第1号となっている。どちらが正しいのか。</p>
議	長	<p>失礼いたしました。農地法施行令第11条第1項第1号が正しいです。</p>
局	長	<p>1番について、営農型太陽光発電設備の許可は、全体に対してではなく支柱部分のみで良いのか。</p>
	長	<p>三重県農業会議に諮問する基準として、ガイドラインが変更となり、支柱部分のみで30アールを超えた場合から、支柱部分ではない農地</p>

<p>議 長</p>	<p>も含めた全体面積が30アールを超えた場合に変更となりました。なお、農地法上の転用許可については、支柱部分のみが対象で変更されておられません。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>係 長</p>	<p>5ページをお願いします。</p> <p>申し訳ありませんが、議案の差替えをお願いします。20年以上の経過を客観的にしたことが分かる証明書類を添付していただけなかった3番について、議案から削除いたしました。次回、農地法第4条申請をしていただく予定となっております。</p> <p>議案第5号「非農地証明願について」でございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が2筆776㎡、畑が3筆792㎡の計5筆1,568㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(5-1)をご覧ください。</p> <p>1番、村松町の田が2筆、畑が2筆の計4筆で現況は宅地でございます。</p> <p>こちらは昭和24年に住宅を建築し、昭和56年に車庫、昭和60年に物置を増築し、現在に至るとのことで、固定資産税名寄帳兼課税台帳及び国土地理院発行の航空写真データの印刷物を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。</p>

	<p>2番、二見町江の畑のみ1筆で現況は宅地でございます。</p> <p>こちらは平成8年に父親が漁業用資材置場として転用許可を得た翌年に、倉庫を建築し、父親の逝去後も願出人が使用し続け、現在に至るとのことで、固定資産税課税証明書を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>議案第5号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしとのことでございますので、議案第5号「非農地証明願について」は、これを承認し、証明書を下付することに決定をいたしました。</p> <p>続きまして、議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への要請分)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>係 長</p>	<p>6ページをお願いします。</p> <p>議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への要請分)」でございます。件数は4件、内訳といたしまして、田が1筆1,816㎡、畑が5筆6,218㎡の計6筆8,034㎡でございます。詳細についてご説明致します。</p> <p>5年間の利用権(賃貸借権)の設定が2件で畑のみ4筆5,359㎡ 5年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で畑のみ1筆859㎡ 10年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で田のみ1筆1,816㎡と</p>

<p>議 長</p> <p>出口委員</p> <p>係 長</p> <p>議 長</p>	<p>なります。合計で4件、田が1筆1,816㎡、畑が5筆6,218㎡の計6筆8,034㎡となります。</p> <p>計画の概要につきましては、次ページ(6-1)をご覧ください。</p> <p>議案第6号の説明は、以上でございます。この内容でよろしければ、中間管理機構への要請を総会后速やかに行うものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p> <p>議案と直接関係するものではないが、農地中間管理機構を通じて農地を貸している場合に、固定資産税の減額措置が講じられていなかったケースが全国的に発生していることが判明したが、伊勢市ではどうなのか。</p> <p>先月、大西委員からもご質問があった件ですが、確認したところ適正に処理しております。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしとのことでございますので、議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への要請分)」は、これを承認することとし、農地中間管理機構へ要請することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願</p>
--	--

<p>係 長</p>	<p>います。</p> <p>報告事項でございます。「報告事項」の表紙をめくっていただき、その裏面（1－1）をご覧ください。</p> <p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について でございます。</p> <p>解約件数は1件で、解約事由及び契約内容は記載のとおりでございます。</p> <p>次ページ（2－1）をご覧ください。</p> <p>2. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） でございます。</p> <p>件数は1件でございます。1番、小木町の田1筆について、農地転用があったかどうかの照会がありましたが、許可を得ている旨の回答をしたところでございます。</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月29日（水） 出口 ^{かつのぶ} 勝信 委員、 中西 ^{しげき} 重喜 委員 ・ 10月30日（木） 森 ^{みえ} 美江 委員、 大西 ^{まさよし} 正義 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。また、前回案内図を配布させていただきましたが、駐車禁止区画がありますので、ご注意ください。なお、議案の上程時期は未定ですが、「相続税の納税猶予に係る適格者証明」の発行申請に対応するため急遽、10月6日に山添委員と中澤推進委員に現地調査をお願いしましたことを報告します。</p>

議 長	<p>続いて、事務連絡でございます。</p> <p>まず、服務規律の確保についてでございます。今月 26 日に執行される市長及び市議会議員の選挙において、公職選挙法により地位を利用した選挙運動が禁止されていますので、通知内容をご確認ください。</p> <p>次に、研修会に係る追加資料でございます。議案に同封しました研修会の追加資料で、他ブロックへ出席される際の参考にしてください。連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。それでは、特にないようでございますので、第 238 回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
-----	--

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____